

平成 30 年 11 月 28 日

## 資源循環型施設検討委員会の設立に関する確認事項

資源循環型施設検討委員会の設立に関して、資源循環型施設建設対策連絡会、上田地域広域連合及び上田市は下記の事項について確認しました。

### 記

#### 1 設立の趣旨

##### (1) これまでの経過

###### <清浄園用地選定までの経過>

上田地域広域連合（以下「広域連合」という。）では、平成 11 年、ごみ処理広域化計画を策定し、統合ごみ処理施設整備の方針を示しました。以降、建設候補地の選定を行ってきましたが、平成 16 年には神の倉工業団地、平成 21 年には東山地区自然運動公園隣接山林を、候補地周辺の住民の反対等もあり断念しました。

平成 21 年から 22 年には建設候補地の公募を行い、応募のあった 8 箇所のうち常磐城と秋和の 2 箇所に絞り込みましたが、建設候補地決定には至りませんでした。

###### <清浄園用地の提案と話し合いの開始>

そして、平成 24 年 6 月、広域連合は、し尿処理施設の清浄園用地を建設候補地とする提案をしました。

この提案を受け、諏訪部・秋和・上塩尻・下塩尻自治会が住民の意向調査を実施したところ、すべての自治会で施設建設反対が上回り、この結果を踏まえて、秋和自治会、上塩尻自治会、下塩尻自治会、上田市柵網土地改良区、下沖振興組合、南部耕作者組合により、資源循環型施設建設反対連絡会が設立されました。

反対連絡会では、ごみ焼却施設は公害の発生に対する不安や立地に関する不公平感もあり、周辺住民には受け入れ難い施設であるとして、建設反対を主張していました。しかし、一方ではごみを排出する一市民としての責任も認識した上で対応する必要があるとの立場に立ち、ごみ問題全般について行政と徹底した議論を行うことにしました。

議論を開始するにあたり、平成 25 年 2 月には、諏訪部自治会及び上田市坂城町欠口土地改良区が加わり、資源循環型施設建設対策連絡会（以下「対策連絡会」という。）に改称しました。これにより、対策連絡会は 8 団体による構成となりましたが、平成 29 年 6 月に諏訪部自治会、下沖振興組合は脱退しました。

### <住民と行政の話し合いの成果>

平成25年以降、2回の意見交換会をはじめとして、対策連絡会と広域連合及び地元である上田市による話し合いを行ってきました。

この間の話し合いで、対策連絡会は、地域への負担を最小限に抑えるためには、広域圏の全住民が一丸となっておみの減量に取り組むことが必要であり、施設建設についてもごみの減量・再資源化を前提とした安全・安心な施設を造ることが最重要であるとの視点から、課題を提起し解決を求めてきました。

行政は、対策連絡会が提起した課題を真摯に受け止め、解決のための取組を模索し、推進に努めてきました。

この結果として、広域連合では、「将来的なごみ減量化にも対応しやすい『3炉構成』を基本とすること」、「地域負担の軽減のため、不燃物処理を行うリサイクルプラザを分離・分散すること」などの資源循環型施設の整備基本方針の見直しを行いました。

また、各市町村においても、新たなごみ減量・再資源化の取組等の実施につながりました。これらは、住民と行政が議論を積み重ね、到達した成果であります。

こうした経過をふまえて、行政は各自治会の協力を得て、対策連絡会の合意のもとに、平成29年には秋和・上塩尻・下塩尻自治会において、資源循環型施設の整備方針等を説明する住民説明会を開催しました。

更に、平成30年には諏訪部地域においても説明会を開催しました。

### (2) 設立に向けて

こうして話し合いを重ねてきた結果、対策連絡会、広域連合及び上田市では、資源循環型施設建設における最重要課題は「公害の防止」であり、更なる具体的な検討が必要であるとの認識から、新たな組織を設立することで合意しました。

そこで、これまでの成果を活かし、安全・安心な施設のあり方について、対等な立場で協議を行うため、地域住民と行政との協働により、「資源循環型施設検討委員会（以下、「委員会」という。）」を設立します。

### (3) 設立の目的

以上をふまえて、広域連合には、資源循環型施設の建設及び運営の計画にあたり、候補地の周辺地域での公害の防止と除去を最大限に考慮し、地域住民の施設に対する不安の解消に努める責務があります。

その責務を果たすためには、広域連合は地域住民が何を不安に感じているのか、的確に理解したうえで、科学的な裏付けを持った万全な対策を計画に取り入れていくことが不可欠となります。

この委員会では、資源循環型施設に関する事業の構想段階から地域住民が参加して、学識経験を持った専門家及び行政とともに協議を行うことにより、地域住民の

安全安心を将来に渡って保証する計画を創りあげることがを目的とします。

また、地域の発展に向けて、資源循環型施設の建設を契機とした「まちづくり」のための計画についても、協議をすることとします。

## 2 組 織

### (1) 運 営

委員会は、対策連絡会、広域連合及び上田市の協議により共同で運営します。

運営に関する庶務は広域連合が担当し、委員の委嘱や費用の負担などを行います。

### (2) 委 員

以下の区分で、広域連合長名により委嘱します。

#### ア 地域住民

対策連絡会が推薦する方で、概ね10人以内とします。

(役員改選等があった場合は、後任の役員とします。)

#### イ 行政職員

事業主体である広域連合から事務局長、建設候補地の地元である上田市からは、生活環境部長、資源循環型施設建設推進参事の3人を委員とします。

(組織変更等があった場合は引き継ぐ職員とします。)

また、協議事項により担当職員が臨時委員として出席する場合があります。

#### ウ 学識経験者

対策連絡会の推薦2人、広域連合の推薦2人の合計4人とします。

### (3) 会長及び副会長の選出

会長及び副会長は学識経験者から選出します。

### (4) 諏訪部自治会及び下沖振興組合の参加

広域連合は対策連絡会を脱退した諏訪部自治会及び下沖振興組合に対して、委員会への参加を継続して働きかけます。両団体から、参加の意向が示された場合は対策連絡会、広域連合及び上田市の協議により参加を認めます。

## 3 協 議

### (1) 基本事項

委員会では、委員は相互の意見を尊重するとともに、信頼関係を持って対等な立場で協議をすることを基本とします。

また、協議にあたり、広域連合は地域住民の安全・安心に対する意見を尊重し、十分な科学的検証のもとに、住民の安心に向けて最善の方策を検討します。

## (2) 協議事項

委員会は、以下の事項について協議を行います。

- ア 将来に渡り、安全・安心な資源循環型施設のあり方
- イ 環境に配慮した資源循環型施設のあり方
- ウ 地域の発展に貢献する資源循環型施設のあり方
- エ ごみの減量・再資源化について
- オ 資源循環型施設の建設を契機とした「まちづくり」のための計画

## (3) 協議の対象とする段階

以下の段階において、住民参加により協議を行うこととします。

- ア 計画策定及び設計などを行う前の構想段階
- イ 施設建設や周辺整備を実施する前の段階
- ウ 管理及び運営を行う前の段階

## 4 協議結果の取り扱い

### (1) 協議結果の取りまとめ

議論を尽くして全委員の一致により協議結果のとりまとめを行うことを原則とします。

### (2) 対策連絡会への提案

広域連合は委員会の協議結果を尊重して、対策連絡会へ提案し協議を依頼します。その協議の状況については、広域連合が委員会へ報告します。

## 5 その他

委員会に関するその他の必要な事項は対策連絡会、広域連合及び上田市の協議により定めます。